

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

アサヒホールディングスグループ(以下、「当社グループ」という)は、わたしたちの信条、企業として大事にすること、社員として守ること、行動指針などを、グループ社員が共有すべき価値「Asahi Way/アサヒウェイ」として定めています。取締役およびグループ経営陣はこの「Asahi Way」を自らが率先して実践するとともに、幹部社員や社内ポータルサイトを通して全グループ社員に徹底させています。「Asahi Way」の理念に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として「アサヒホールディングス コーポレート・ガバナンス基本方針」(以下、「コーポレート・ガバナンス基本方針」という)を制定し、各項目を実行することによりコーポレート・ガバナンスの継続的な充実に努めています。

コーポレート・ガバナンスを確立し有効に機能させることは、企業の社会的責任であると共に、経営の効率性や透明性を高め持続的な企業価値向上に資するものであると考えます。当社は、株主・取引先・従業員・地域社会などさまざまなステークホルダーからの信頼に応えるコーポレート・ガバナンスを構築し、上場企業としての社会的使命と責任を果たすとともに、コンプライアンスを重視しつつ経営環境の変化に迅速に対応できるトップマネジメントの構造と事業執行体制を整備し、持続的な企業価値の向上を目指します。

※「コーポレート・ガバナンス基本方針」は、当社ウェブサイトに掲載しています。

URL: <http://www.asahiholdings.com/ir/library/governance/>

※上記の「基本的な考え方」の詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第1章 総則、別添資料1:Asahi Way/アサヒウェイ、をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則すべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則すべてを実施しています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況については、「コーポレート・ガバナンス・コード実施状況表」(*)をご参照ください。

(*)本コーポレート・ガバナンス報告書PDF版への添付、あるいは上記URLの「コーポレート・ガバナンス基本方針」の添付をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	2,007,900	5.54
株式会社テラエンタープライズ	1,350,000	3.72
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	923,700	2.55
寺山 満春	882,345	2.43
寺山 正道	802,345	2.21
株式会社K&M	700,000	1.93
アサヒ従業員持株会	698,800	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口9)	531,700	1.47
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	529,500	1.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	519,600	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

※平成28年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森井章二	他の会社の出身者													
徳嶺和彦	弁護士													
大久保裕晴	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森井章二	○	○	同氏を独立役員として指定しています。同氏は平成21年6月から平成22年6月までの間、子会社アサヒブリック(株)の社外取締役に就任しておりました。	金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役に選任しています。 (独立役員の指定) 一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。 なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。

徳嶺和彦	○	○	同氏を独立役員として指定しています。	弁護士として専門的な知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役役に選任しています。 (独立役員の指定) 一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。 なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。
大久保裕晴	○	○	同氏を独立役員として指定しています。	金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役役に選任しています。 (独立役員の指定) 一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。 なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社「内部統制システムの整備に関する基本方針」に以下の項目を定め、実施しています。

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置く。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- (3) 監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の適正な連携および情報提供等が速やかになされるための基本方針を定め、実施しています。

※詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保、10. 取締役のサポート体制、をご参照ください。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
------------------	-------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

※詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス、9. 取締役報酬決定のプロセス、をご参照ください。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【社外取締役の独立性に関する考え方】

当社では、「社外取締役の独立性に関する基準」を定め、遵守することで社外取締役の独立性を確保しています。

※詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」別添資料4:社外取締役の独立性に関する基準、をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬として、中期経営計画の達成度と各人の業績貢献度を勘案して、当社株式を付与します

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬等の総額(平成28年3月期)

支給人数 11名 支給額 135百万円

(報酬限度額)

取締役(監査等委員であるものを除く。) 200百万円

取締役(監査等委員であるもの。) 100百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

個別報酬につきましては、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき決定しています。

※詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス、別添資料6:取締役および経営幹部の報酬決定の考え方をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

会議運営等についてサポートをしています。また、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことにより、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するために必要な情報提供等を速やかになされる体制をとっています。

※詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制、をご参照ください。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要およびコーポレート・ガバナンスの向上に向けた取組みの状況については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制、をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する機関設計と基本的な枠組みは次の通りです。

業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能の強化と業務執行のスピードアップを図るための最適な体制であると考えています。

(1)会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択し、独立社外取締役を2名以上とすることで、業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能の強化をおこなうとともに、業務執行取締役の選任と権限の委任により業務執行のスピードアップを図る。

(2)取締役会の諮問機関として「報酬委員会」ならびに「指名委員会」(委員会の過半数は社外取締役)を設置し、取締役の報酬額の決定や、取締役や主要な経営陣候補者の指名および解任について、透明性、公平性、客観性を確保することで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指す。

(3)業務執行取締役に委任された重要な事項については、「グループ経営戦略会議」において、審議し決定する。その他の業務執行に関わる事項については、グループ主要会社経営会議において、審議し決定する。項目の詳細は社内規程に定める。

※詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制、をご参照ください。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の約3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の1週間前に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	2016年 第7期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	2016年 第7期定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページに英文の招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「コーポレート・ガバナンス基本方針」第3章 適切な情報開示、第2章 株主等との関係 3. 株主との対話、に基本方針を記載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間・期末決算発表後に説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	中間・期末決算終了後、欧米やアジアを中心に海外投資家を訪問しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、プレスリリース、有価証券報告書をはじめ、会社概要、財務資料、事業内容等をホームページへ掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部に担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンス基本方針」第4章 ステークホルダーとの関係、に基本方針を記載しています
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは貴金属事業、環境保全事業およびライフ&ヘルス事業を通じて、資源の有効利用や広く環境保全に貢献しており、CSR活動にも積極的に取り組んでいます。 詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第4章 ステークホルダーとの関係、にて基本方針をご参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレート・ガバナンス基本方針」第3章 適切な情報開示、に基本方針を記載しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、業務遂行するために、取締役会は取締役及び使用人を対象とする「アサヒウェイ」及び「倫理規定」を制定する。
- (2)取締役及び使用人に対し「アサヒウェイ」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、内部監査部門は、業務監査を通じ、改善、指導等を行う。
- (3)コンプライアンス全体を統括する組織として各部門担当で構成される「内部統制推進会議」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
- (4)コンプライアンスの推進については、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。
- (5)取締役及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、内部通報システムを整備し運用する。
- (6)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
- (2)取締役、監査等委員及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。
- (3)グループ会社を管理するとともに、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1)リスク管理に関する規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2)不測の事態が発生した場合には、経営会議等にて審議・決定を行い、その決定事項を管理責任者から各部、各工場連絡するとともに、各部、各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、3か月に1回以上定時開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3)取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
- (4)取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。
- (2)当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。
- (3)当社の内部監査部門は定期的、または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制を整備する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置く。
- (2)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- (3)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。

7. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項

- (1)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等を、すみやかに報告する。
- (2)監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

8. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告をおこなった当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

9. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のため必要な費用を会社に対して請求することができる。

10. その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、会計監査人及び監査等委員会事務局は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的な活動や勢力とは一切の関係をもち、いかなる取引も行わないことを全役職員に周知徹底しています。また、外部専門機関との連携を緊密に行い迅速な対応が可能な体制を構築しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(添付) コーポレート・ガバナンス・コード実施状況表

※当社のコーポレート・ガバナンス・コードの実施状況は以下の通り、当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」において開示しています。

No	コーポレート・ガバナンス・コード		実施状況		当社「コーポレート・ガバナンス基本方針」での開示箇所	
			Comply	Explain		
1	第1章 株主の権利・平等性の確保	基本原則1		●	第Ⅱ章 株主等との関係	
2		1-1. 株主の権利の確保		●	第Ⅱ章 株主等との関係 1. 株主の権利確保	
3			1-1 ①	●	第Ⅱ章 株主等との関係 2. 株主総会	
4			1-1 ②	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 1. 機関設計と基本的な枠組み	
5			1-1 ③		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
6					●	第Ⅱ章 株主等との関係 1. 株主の権利確保
7		1-2. 株主総会における権利行使		●	第Ⅱ章 株主等との関係 2. 株主総会	
8			1-2 ①	●	第Ⅱ章 株主等との関係 2. 株主総会	
9			1-2 ②	●	第Ⅱ章 株主等との関係 2. 株主総会	
10			1-2 ③	●	第Ⅱ章 株主等との関係 2. 株主総会	
11			1-2 ④	●	第Ⅲ章 適切な情報開示 2. 英文情報開示の充実	
12		1-2 ⑤	●	第Ⅱ章 株主等との関係 2. 株主総会		
13		1-3. 資本政策の基本的な方針		●	第Ⅱ章 株主等との関係 4. 資本政策	
14		1-4. いわゆる政策保有株式		●	第Ⅱ章 株主等との関係 6. 政策保有株式	
15		1-5. いわゆる買収防衛策		●	第Ⅱ章 株主等との関係 7. 買収防衛策	
16		1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策		●	第Ⅱ章 株主等との関係 7. 買収防衛策	
17			1-7. 関連当事者間の取引		●	第Ⅱ章 株主等との関係 4. 資本政策
18	第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	基本原則2		●	第Ⅱ章 株主等との関係 5. 関連当事者間取引防止	
19		2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定		●	第Ⅰ章 総則 1. Asahi Way 別添資料① Asahi Way/アサヒウェイ	
20				●	第Ⅰ章 総則 1. Asahi Way 別添資料① Asahi Way/アサヒウェイ	
21		2-2. 会社の行動準則の策定・実践		●	第Ⅰ章 総則 1. Asahi Way 第Ⅳ章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係	
22			2-2 ①	●	第Ⅳ章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係	
23		2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題		●	第Ⅳ章 ステークホルダーとの関係 2. 社会との関係や環境への取組み	
24			2-3 ①	●	第Ⅳ章 ステークホルダーとの関係 2. 社会との関係や環境への取組み	
25		2-4. 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保		●	第Ⅳ章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係	
26	2-5. 内部通報		●	第Ⅳ章 ステークホルダーとの関係 5. 内部通報制度		
27	第3章 適切な情報開示と透明性の確保	基本原則3		●	第Ⅲ章 適切な情報開示	
28		3-1. 情報開示の充実		●	(全体)第Ⅲ章 適切な情報開示 (i) 第Ⅰ章 総則 1. Asahi Way、第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話 (ii) 第Ⅰ章 総則 2. コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方 (iii) 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方 (iv) 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の指名にあたっての基本的な考え方 (v) 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス	
29			3-1 ①	●	第Ⅲ章 適切な情報開示 1. 情報開示について	
30			3-1 ②	●	第Ⅲ章 適切な情報開示 2. 英文情報開示の充実	
31			3-2. 外部会計監査人		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保
32				3-2 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保
33		3-2 ②		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保	
34		第4章 取締役会の責務	基本原則4		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 1. 機関設計と基本的な枠組み 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
35			4-1. 取締役会の役割・責務(1)		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
36				4-1 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
37	4-1 ②			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割	
38	4-1 ③			●	第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス	
39				●	別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の指名にあたっての基本的な考え方	
40	4-2. 取締役会の役割・責務(2)			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方	
41	4-3. 取締役会の役割・責務(3)			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方	
42			4-3 ①	●	第Ⅲ章 適切な情報開示 3. 適切な情報開示に関する取締役会の監督	
43			4-3 ②	●	第Ⅱ章 株主等との関係 5. 関連当事者間取引防止 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部候補の指名にあたっての基本的な考え方	
44	4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務			該当せず	該当せず	
45	4-4 ①			該当せず	該当せず	
46	4-5. 取締役・監査役等の受託者責任			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役	
47	4-6. 経営の監督と執行			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割	
48	4-7. 独立社外取締役の役割・責務			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役	
49	4-8. 独立社外取締役の有効な活用			●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成	
50			4-8 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役	
51	4-8 ②	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役			
52	4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役 別添資料④ 社外取締役の独立性に関する基準		
53	4-10. 任意の仕組みの活用		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 1. 機関設計と基本的な枠組み		
54	4-10 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス			

(添付) コーポレート・ガバナンス・コード実施状況表

※当社のコーポレート・ガバナンス・コードの実施状況は以下の通り、当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」において開示しています。

No	コーポレート・ガバナンス・コード		実施状況		当社「コーポレート・ガバナンス基本方針」での開示箇所
			Comply	Explain	
55	第4章 取締役会の責務	4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 5. 監査等委員会
56			4-11 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成
57			4-11 ②	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成
58		4-11 ③	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価	
59		4-12. 取締役会における審議の活性化		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価
60			4-12 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価
61		4-13. 情報入手と支援体制		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制
62			4-13 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制
63			4-13 ②	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制
64			4-13 ③	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制
65		4-14. 取締役・監査役へのトレーニング		●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針 別添資料⑦ 取締役トレーニング方針
66			4-14 ①	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針 別添資料⑦ 取締役トレーニング方針
67			4-14 ②	●	第Ⅴ章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針 別添資料⑦ 取締役トレーニング方針
68		第5章 株主との対話	基本原則5		●
69	5-1. 株主との建設的な対話に関する方針			●	第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話
70			5-1 ①	●	第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話
71			5-1 ②	●	第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話 第Ⅲ章 適切な情報開示 1. 情報開示について
72			5-1 ③	●	第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話
73	5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表		●	第Ⅱ章 株主等との関係 3. 株主との対話	

適時開示体制概要書

アサヒホールディングス株式会社（東証第一部 5857）

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社および子会社において決定または発生した会社情報につきましては、情報取扱責任者である管理部門管掌取締役の管理・監督のもと、適時開示規則等に準じて適時適切に開示する社内体制を整備しております。

① 決定事実

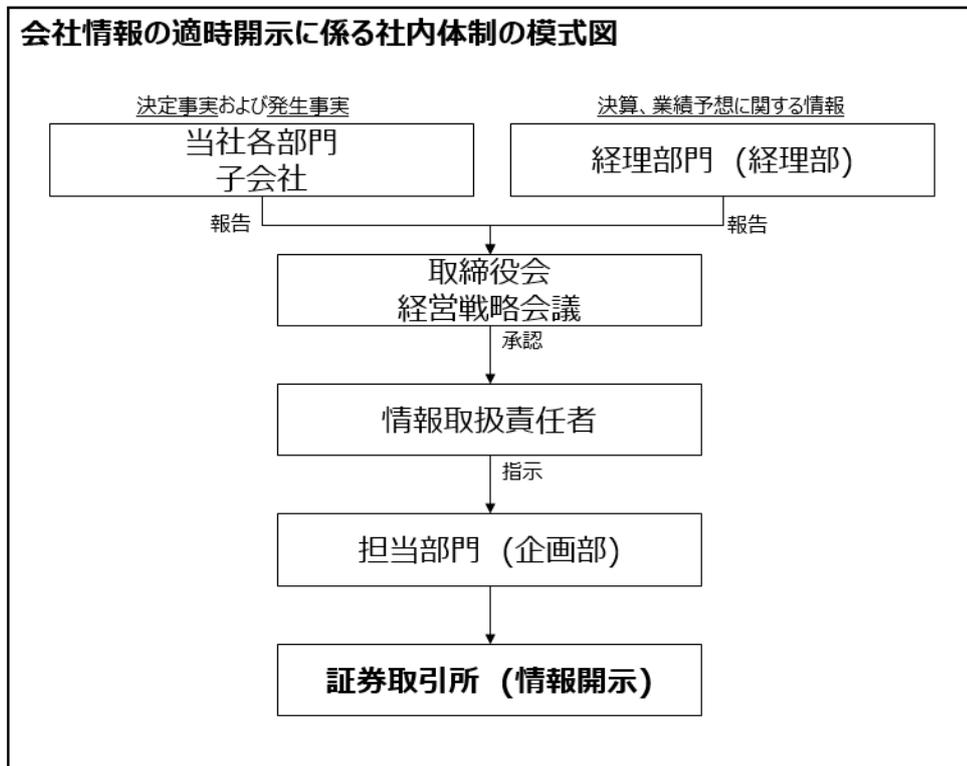
決定事実に関する重要情報は、当社の各部門や子会社より、当社の重要事項決定機関である取締役会や経営戦略会議へ上程され、承認後、適時開示規則に準じて開示が必要な重要情報や当社が開示すべきと判断した重要情報は、情報取扱責任者の指示により担当部門(企画部)が速やかに開示いたします。

② 発生事実

発生事実に関する重要情報は、当社の各部門や子会社より、当社の取締役会や経営戦略会議に即時に報告され、適時開示規則に準じて開示が必要な会社情報や当社が開示すべきと判断した重要会社情報は、情報取扱責任者の指示により担当部門(企画部)が速やかに開示いたします。

③ 決算、業績予想に関する情報

決算、業績予想に関する情報は、経理部門(経理部)が資料を作成し、取締役会の承認後、情報取扱責任者の指示により担当部門(企画部)が開示いたします。



以上